

# 第4回 統計改革推進会議

## 議事要旨

---

(開催要領)

1. 開催日時： 平成30年1月26日(金) 17時10分～17時40分

2. 場 所： 官邸2階小ホール

3. 出席者：

議長 菅 義偉 内閣官房長官

構成員 梶山 弘志 行政改革担当大臣

野田 聖子 総務大臣

麻生 太郎 財務大臣

越智 隆雄 内閣府副大臣(経済財政政策)

武藤 容治 経済産業副大臣

中曾 宏 日本銀行副総裁

金本 良嗣 電力広域的運営推進機関理事長  
政策研究大学院大学特別教授

西村 清彦 政策研究大学院大学政策研究科教授

橋本 英樹 東京大学大学院医学系研究科教授

宮川 努 学習院大学経済学部教授

三輪 芳朗 大阪学院大学経済学部教授

美添 泰人 青山学院大学経営学部招聘教授

渡辺 努 東京大学大学院経済学研究科教授

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
  - (1) 統計改革の進捗状況
  - (2) 意見交換
3. 閉会

(説明資料)

- 資料 1 統計改革の推進について (事務局作成資料)
- 資料 2 - 1 ~ 4 有識者委員提出資料 (西村委員、宮川委員、三輪委員、美添委員)
- 
- 参考資料 1 - 1 統計等データの提供等の判断のためのガイドライン (骨子)
- 参考資料 1 - 2 EBPM を推進するための人材の確保・育成等に関する方針 (骨子)
- 参考資料 2 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更に係る答申
- 参考資料 3 国の統計職員数と統計事業予算の推移
- 参考資料 4 - 1 統計改革推進会議の開催について (平成 29 年 1 月 20 日内閣総理大臣  
決裁)
- 参考資料 4 - 2 統計改革推進会議幹事会の開催について (統計改革推進会議決定案)

(概要)

(梶山大臣) それでは、ただいまから第 4 回「統計改革推進会議」を開催いたします。本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。司会進行を担当いたします行政改革担当大臣の梶山でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、昨年 5 月の「最終取りまとめ」以降の統計改革の取り組みについて、状況をフォローアップいたします。

まずは事務局から、この間の取組状況について説明を聴取いたします。

(事務局) それでは資料 1 を御覧ください。横長の資料でございます。これを用いまし

て推進状況を御説明したいと思います。

1 ページ目には、前回5月の会議で「最終取りまとめ」が行われて以降の主な経緯を整理しております。その内容を踏まえた動きとしまして、5月には官民データ活用推進基本計画。ここではEBPM推進委員会の設置が決められ、その後、6月の骨太方針ではEBPMと統計の改革を車の両輪として一体的に推進することが決められております。さらに直近、12月には「最終取りまとめ」の内容を具体化するものとして、統計委員会の答申が出されたところです。答申本体は参考資料2として添付しています。

2 ページ目は、統計改革の推進体制とそのスケジュールです。「最終取りまとめ」に示されました改革の内容は大きく左側の4つに分けられます。そのうち1のEBPM推進体制の構築につきましては、行革事務局と昨年8月に設置されましたEBPM推進委員会が主たる担当として取組を進めてまいります。2～4につきましては、総務省と統計委員会が主たる担当となりまして、昨年12月の答申に基づき、その内容を具体化するものとして公的統計基本計画を年度内に閣議決定するととともに、必要となる改正法案をこの通常国会に提出する予定となっています。

3 ページ目は、EBPMの推進状況です。大きく左に3つの課題がございます。1つ目の推進の要となる機能の整備につきましては、EBPM推進委員会のほか、各府省にも総括審議官級の推進体制を設置することとしております。またその次、実施方策といたしまして、三本の矢、すなわち行政事業レビュー、政策評価、経済・財政再生計画の点検・評価、この3つを進めることとしております。そのほか、データ提供と人材の確保・育成等に関する2つのガイドラインを年度内に策定することとしております。そのガイドラインの骨子は参考資料として添付しています。

4 ページ目、5 ページ目は、「最終取りまとめ」で示された事項のうち、EBPM以外の課題への取組状況を整理したものです。真ん中の欄の記号ですけれども、「基」とありますのは基本計画に織り込むものです。「法」とありますのは法改正を行うもの。「予」とありますのは必要な予算、機構・定員を確保するものということで整理しています。

4 ページは、2といたしましてGDP統計など経済統計の改善、それから3といたしましてユーザーの視点に立った利活用促進についてでございます。

5 ページは、4といたしまして報告者負担の軽減と統計行政の見直し、業務効率化、基盤強化について整理しています。いずれの項目につきましても、記号でお示ししておりますとおり、基本計画に盛り込んで閣議決定するとともに、必要なものにつきましては法律面、またはリソース面の対応を行う予定となっております。

6 ページ目は、統計法制の見直しです。ポイントは3点ございます。1といたしまして、国・地方・民間の保有するデータ利活用の推進のために、行政や事業者の責務を規定いたします。2といたしまして、調査票情報の二次的利用の促進のために、提供対象の拡大等を行います。また、3といたしまして、統計委員会の機能強化のために、基本政策の審議、意見の申出、それから関係府省への勧告など権限の強化を行います。あわせまして、委員会に各府省の統計部門を束ねる幹事を置くことにより一体的な統計行政を進めるべく検討を進めることとしています。

最後、7ページ目は統計改革に関するリソースということで、機構・定員、それから予算につきまして、30年度政府案における措置状況を整理したものです。機構につきましては、先にも触れましたけれども、各府省にEBPM担当の総括審議官を設置することになっています。定員につきましては、別途合理化による削減もございますが、振替等も含み103人の定員といたします。また、予算につきましては、経常的な経費のほか、改革に必要な16.5億円を措置する予定となっております。なお、これまでの予算、定員の推移につきましては、参考資料3として添付しています。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

(梶山大臣) それでは、有識者委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。大変恐縮ですが、会議時間が非常に限られておりますので、御発言はお一人様1分程度でおさめいただきますよう御協力をお願いいたします。発言につきましては、事前に御登録をいただいておりますので、順に御意見をお伺いしたいと思っております。

それでは、まず、西村委員からお願いをいたします。

(西村委員) ありがとうございます。

統計改革を絵に描いた餅にせず実効性のあるものとするには、次の2つの点が必要です。1つは四半期GDP速報(QE)の見直しに取り組むことです。内閣府はQEにおける需要側統計と供給側統計との統合比率の見直しに取り組んでいますが、政策運営におけるQEの重要性の高さを鑑みますと、さらなる精度向上が必要です。見直しでは、内閣府がQEの推計方法を年次推計とできるだけシームレスにするとともに、関係府省が基礎統計の改善を図ることが不可欠であります。新たに明らかになった課題にも柔軟かつ積極的に取り組むことが改革の実効性を高めるにはとても重要です。

第2に、統計リソースの有効活用を図ることです。各府省の熟練した専門人材は改革に向けた府省間の意見集約や利害調整に膨大な時間を浪費し、クリエイティブな企画やチャレンジができない危機的な状況にあります。統計改革を絵に描いた餅にしないためには、各府省の統計職員が政府全体の統計コミュニティーの一員としての自覚を持って、府省の壁を乗り越え、日本の統計をよくするために一体となって働くように意識を変えることが極めて重要だと考えます。

以上の点について、私も統計委員会委員長として、しっかりと取り組んでいく所存でございますが、官房長官、そして各府省を統括される大臣の御高配を切に希望する次第です。

私からは以上です。

(梶山大臣) 続いて橋本委員、お願いいたします。

(橋本委員) ありがとうございます。

これから国、地方、そして我々民間を含む高度なデータの統合によってEBPMが展開していく上で私が一番期待を寄せているのは、高齢社会に対する地域包括ケア、それから子ども・子育て支援、そして子供の貧困対策の領域にもものすごく大きな影響が出るだろうと期待しております。

その上で、健康関連情報が、他のビッグデータと比べて有している特徴としまして、いわゆる個人情報ではないけれども個人の特特定が可能である要配慮情報を含んでいるという、

この点が現在の個人情報保護法などでは十分カバーできず、個別法が必要とされています。それで昨年5月に、次世代医療基盤法が制定され、現在、施行を待っているところでございます。ただ、この法律でも果たして十分に個人情報がカバーできるか。一方で、余り厳しい規制を行いますと、実際の利活用に大きな障害が出てしまう。既に現場では幾つかのビッグデータを用いた政策研究を進められるのかどうかということに対する不安が広がっております。つきましては、行政府におかれましても引き続き部局横断的に本問題に対して迅速かつ適切な対応をとっていただくこと、並びに立法府におかれましても、この健康領域におけるビッグデータがEBPMで有効に活用できる環境整備に、ぜひ、引き続きお目配りをいただきたいと存じます。

以上です。

(梶山大臣) ありがとうございます。

次に、宮川委員、お願いいたします。

(宮川委員) 学習院大学の宮川でございます。

私のほうからは、昨年5月の統計改革推進会議でまとめられた報告後、その報告の中心課題の一つでありますGDP統計の改善につきまして、統計委員会国民経済計算体系的整備部会長として1年近くにわたりまして基本計画の取りまとめに携わってきた立場から意見を述べさせていただきます。

GDP統計は、これまで幾度も改善を経てまいりましたが、今回の改善策に関する大きな特徴は、GDP統計だけでなく、その推計の基礎となる基礎統計についても、統一的な視点から、よりよいGDP統計の作成を目指して改訂をしていこうという点でございます。このため、私自身、昨年はGDP本体の会議だけではなく、その作成に影響を与える基礎統計の部会にも多く出席いたしております。ただ、それぞれの基礎統計の所管官庁は異なりますので、今回の統計改革、特にGDPの精度改善を目指すのであれば、基礎統計を所管しておられる各府省のスピード感のある御協力が不可欠であるということを申し上げたいと思います。

もう一点ですが、技術の進展による見えない取引が増加をしております。GDP統計を中心とする国民経済計算体系というのは、経済全体の取引量から経済全体の規模や資源の配分を見るものですが、最近では、電子商取引や知識資産など、経済取引や経済成長の要因に、目に見えない要素が多くなっております。こうした目に見えない取引をどこまで含めるかは、各国の専門家の中でも論争になってはおりますが、これらの見えない取引を見える化するためには、研究者や民間シンクタンク等とお互いに情報と問題意識を共有し、よりよい統計をつくっていく必要があると考えます。

私の考えは以上でございます。

(梶山大臣) ありがとうございます。

次に三輪委員、お願いいたします。

(三輪委員) ありがとうございます。

基本的にはこのメモに書いてありますから、重点だけ申し上げますけれども、半世紀以上にわたって本格的に顧みられることなく放置されてきた重大かつ深刻な課題群への対応のスタートと考えます。昨年5月にまとめた報告書は第一歩であって、これは大きなこと

ですが第一歩です。どうしても報告書が出て法律等を改正しますと、これで一段落、お終いという、ほっとするような空気が蔓延するのだろうと思います。これは大変な誤解で、本格的な課題は、これまで検討してこなかったから、これから出てくると思います。そういうものに関しまして、次に出てくることを想定されて、新たなものが出てきたときに、あれは終わったのではないかという、そういう反応をしないで、それこそ、もろもろの事態、事案に向けて、本格的な検討を開始する構えでいていただきたい。

統計委員会の権限が強化されることになりまして、それぞれ総務省、総務大臣がされると思いますけれども、そのことに関して2点だけちょっと申し上げたいと思います。1つは、これまでは、そういうことは権限がないからというようなことをエクスキューズに、なかなかやってこなかった。権限を強化すれば本当にできるかといいますと、そのほかに重要な要因、障害、課題がたくさんあるのです。そういうものが次々出てくることに関しまして、統計委員会は、あれもこれも重要なのだと、次々に問題解決への検討を開始し、対応策を講じていただきたい。その議論の多分、中心的な課題は、日本ではばらばら、分権だと言っていますけれども、ばらばらで、指示をしても誰も聞かないというような、そういう体制になっている可能性への対応、「組織・体制の見直し」です。それに関して重点的に検討していくことが重要だと思います。

その次は、統計委員会の権限を強化したときに、その権限が適正に使われるかどうかということ、いつも監視が必要でありまして、権限だけ与えれば上手くいくということであれば誰も苦労いたしません。そういうことからしますと、統計委員会の活動がちゃんとしているかどうかということ、これを監視するのは統計改革推進会議の活動の、重要な一環だと思いますから、統計委員会には絵を次々に出していただいて、統計改革推進会議がこれなら大丈夫だとして受け入れる対策を、次々に講じていただきたいということです。

(梶山大臣) 次に美添委員、お願いいたします。

(美添委員) 統計改革において一番大事だと考えられている人材について発言させてください。

現在の統計的手法は極めて幅広いもので、例えばEBPMで用いられる因果関係の分析手法は統計学の世界で開発されてきたものが中心ですし、計算機統計学ではビッグデータ分析の手法を開発してきました。今回の統計改革の実現に当たっては、このような意味で統計に関する幅広い知識を持ち、統計調査の設計だけでなく、ビッグデータや因果関係の分析などに貢献できる人材を政府全体として育成する必要があると考えます。EBPMのためには統計データに関する知見が必要ですし、調査統計の作成に当たっては適切な政策評価を念頭に置く必要があります。

幾つかの省では、過去に統計以外の業務で必要とされる人材を確保するために、統計の担当者を短い期間で他の分野に異動させて、統計に関する経験が短く浅くなった結果、一次統計の質の低下を招くことがありました。一次統計の品質は政府全体の統計の根幹となるものですので、各府省独自の統計関係人事は分散型統計制度の弱点となるおそれがあります。政府全体における統計担当者の統計コミュニティーを意識して、総合的な統計業務を担当する人材を育成する仕組み、これは個人の問題ではありません。そのような仕組み

を政府として構築することが必要と考えます。

以上でございます。

(梶山大臣) ありがとうございます。

最後に渡辺委員からお願いいたします。

(渡辺委員) 地方におけるEBPMを推進しているところが報告されています。私は東大で経済をやっていますけれども、EBPMの手法あるいはデータの収集ということを進めるための研究のセンターというものを昨年の秋に立ち上げました。政策評価のセンターでございます。そうしましたところ、ホームページのInfoのところをたどって、地方のいろいろなところから、EBPMというのはどうやってやるのか教えてほしいという問い合わせをいただいております。実際に、さまざまな県や市町村にお邪魔をして、どういう問題があるのかということをおどもも教わりながら、一緒にデータをつくったり、あるいはEBPMの手法について若干の講義をさせていただいたり、そういうところを始めているところでございます。ここで議論している中央政府のEBPMというものと全く同じようなものが地方で、それぞれの市町村、都道府県で問題になって、それに取り組んでいらっしゃるのだなということを実感しております。私どもに声をかけていただけていないところも、恐らく潜在的には同じようなことで考えておられるところが多いのではないかと思います。

その観点から、もちろん私どもとしては、引き続き、できる限りのことはしてまいりますけれども、何分、しかし、1つの大学の1つの学部でやれることというのは限られていますので、やはりもう少し大がかりに地方のEBPMというものについて取り組む必要があるのではないかと思います。当然ここでの議論を共有するのはもちろんのこととして、さらにもう一步進んで、地方に固有の問題や、地方の人たちではなかなか手の届かないような問題解決の手法など、そういうことについても検討というものがなされる場ができるといいなと思います。

(梶山大臣) ありがとうございます。

続いて関係閣僚及び日本銀行副総裁より御発言いただきます。

大変恐縮ですが、会議の時間が押しておりますので、簡潔におまとめください。

まずは野田総務大臣、お願いします。

(野田大臣) 少子化に伴う人口減少が加速する中で持続可能な社会を構築していくためには社会経済の実態を客観的に把握する統計を時代に合わせて進化させ、EBPMとともに車の両輪として改善を進めていくことが重要です。GDP統計の基礎となる主要な統計を所管する総務省では、統計調査への回答のお知らせやGDP統計の精度の向上のため、産業連関表を国際潮流に合致したSUT体系へ移行すること、サービス関連統計の統合拡充によりサービス産業における付加価値構造を新たに把握すること、家計調査において新たにオンライン家計簿を導入することなどの具体的な統計改革に着手いたしました。また、統計委員会には、統計の利活用環境や統計作成体制などの改善策についてもさまざまな御提言をいただきました。

これらを踏まえ、統計制度を所管する総務省としては、公的統計基本計画を年度内に閣議決定し、今後5年にわたる政府全体の統計改革工程表として位置づけるとともに、統計

改革を支える基盤を強固なものとするための統計法等の改正案を今国会に提出すべく、準備を進めているところです。さらに政策評価制度を所管する総務省として、EBPMのリーディングケースを提示すべく、関係府省や有識者とともに政策効果の把握、分析手法の共同研究にも取り組みます。今後、総務省としては、自ら作成する個別統計の改善はもとより、政府一丸となった統計改革を着実に実行し、政策と統計の一体的な改善を進めてまいりますので、引き続き皆様方の御支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

(梶山大臣) 次に、麻生財務大臣、お願いいたします。

(麻生大臣) 2年ぐらい前の経済財政諮問会議で、最近の統計の中に通販が正確に反映されておらず、時代遅れになっていると言ったのが最初のスタートだったと思います。それから2年、やっとここまで来たということですが、これは三輪先生がおっしゃるように長い期間かかる話だから、2年でここまで来たというのは、それなりに評価されるべきと思わなければいけないと思っています。私は言うだけではなくて、ちゃんと予算もつけたからね。忘れないでもらいたい。272億が349億になった。去年と今年を比べたら、70億以上予算が増えているだろう。そういった意味でちゃんとやっているのだから、早いところ進めてください。時間がまたさらに2年ぐらいかかるような話ではなくて、人も103人増えるのだから、気合いを入れてやってもらわないといけないということなので、ぜひ、お願いしたい。スピードもお願いします。

(梶山大臣) 次に、武藤経済産業副大臣、お願いいたします。

(武藤副大臣) 経済統計は証拠に基づく政策立案や企業の経営判断の基盤であり、信頼性の高い統計サービスの提供は政府の責務であります。経済産業省としても、統計委員会や関係府省と密接に連携をとりつつ、統計改革の実現に向けて積極的に貢献してまいります。GDPの精度向上を実現するためには、基礎統計の充実が不可欠です。サービス統計の充実の観点からも、新たなサービス分類の整備や、経済産業省と総務省でそれぞれ実施していたサービス関連統計を統合した新しい統計調査の創設を着実に実施してまいります。また、産業構造の変化など、大きく変わる調査環境の中で、統計の精度向上と報告者負担軽減の両立が重要です。このため、経済産業省としてはPOSなどのビッグデータやAIを活用し、迅速かつ的確なデータを作成し、政府統計への活用を行うなど、第四次産業革命時代にふさわしい統計調査の実施、また官民を超えて統計を支える基盤を構築する観点から、デジタル技術の応用など、優れた民間ノウハウの活用による統計の質の向上にも取り組んでまいります。また、経済産業省としては、統計改革の貫徹に向けて、人材の計画的な育成など、必要なリソースの確保や、さらなる業務効率化に取り組んでまいります。

以上です。

(梶山大臣) 次に越智内閣府副大臣、お願いします。

(越智副大臣) 統計改革の大きな柱の1つはGDP統計の改革であります。GDP統計を所管する内閣府として、2016年12月に経済財政諮問会議で決定した統計改革の基本方針、また昨年5月の本会議における「最終取りまとめ」に基づき推計手法の改善等に取り組んできたところでございます。昨年12月には第1弾の具体的な成果として、QEにおける消費や設



備投資の推計について、精度向上のための推計手法の見直しを行ったところであります。今後とも基礎統計を所管する関係省庁とも協力しつつ、QEを初めGDP統計の精度向上に向けて不断の努力を行い、的確な景気判断や経済構造の把握に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(梶山大臣) 次に中曽日銀副総裁、お願いいたします。

(中曽副総裁) 私からはGDP統計の精度向上、とりわけ四半期速報値であるQEの精度向上について、一言述べさせていただきます。

昨年の本席で黒田総裁からの発言にありましたように、GDP統計、中でもQEは金融資本市場に対する影響が大きいことから、また金融政策運営上、タイムリーに適切な景気判断を行うためにも、高い精度で作成されることが必須であります。

先ほど西村委員からQEの推計方法の工夫や改善などにより、さらなる精度向上を図る必要があるとのお話がございました。これにはQEにおける需要側統計と供給側統計の統合比率の見直しも含まれていると理解しております。

日本銀行としましても、こうした取り組みを含めまして、GDP統計の精度向上が図られることは極めて重要と考えております。

私からは以上であります。

(梶山大臣) ありがとうございます。

この際、私からも、証拠に基づく政策立案、EBPMの推進を担う行政改革担当大臣として発言をいたします。

EBPMの推進については、骨太の方針に政府の重要課題として掲げられるなど、昨年はEBPM元年となりました。また、昨年秋のレビューでは、初めてとなるEBPMの試行的検証を行い、今後のEBPMの進め方について多くの示唆を得ることができました。来年度には各府省にハイレベルの推進体制が整います。一方、統計の改革も着実に進んでいるところであり、このような状況を踏まえ、EBPMについても各府省における実践の取り組みを進めていく必要があります。

私としましても、昨年夏に発足しましたEBPM推進委員会を主導しながら、必要な人材の確保・育成や、統計等データの活用の推進など、EBPMの浸透・定着に向けた取り組みを進めてまいります。

有識者の皆様、そしてEBPMの推進と実践を担う各大臣におかれましては、引き続き御協力をお願いいたします。

ここで官房長官から御挨拶をいただきますので、プレスの方々に御入室を願います。

(報道関係者入室)

(梶山大臣) それではここで、最後に、本会議議長であります菅官房長官から御挨拶をいただきます。

(菅官房長官) 本日は昨年5月の統計改革推進会議「最終取りまとめ」後の取組の進捗状況を点検いたしました。

既に府省横断のEBPM推進委員会が発足をし、来年度からは各府省総括審議官級の責任者が設置をされるなど、推進体制が整います。統計委員会からは公的統計基本計画を変更し、改革の内容、道筋を具体化する答申がなされています。関係大臣におかれては、経済構造のより正確な把握、報告者負担の軽減や利活用の推進に向けて、改革を着実に進めていただくよう、お願い申し上げます。特に統計委員会の機能強化に向けた統計法の改正と新しい公的統計基本計画の決定、統計に関する官民コスト「3年2割削減」を確実に実行に移す削減計画の策定、EBPM推進委員会を中心とした成果に結びつく具体的な取組の実行などの重要課題を迅速に進めていただくことが重要であります。引き続き統計改革推進会議においても政府一体となった改革を強力に推進してまいります。関係各位の御協力をよろしくお願いいたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

(梶山大臣) ありがとうございました。

ここでプレスの方々は御退室願います。

(報道関係者退室)

(梶山大臣) 当会議におきましては、引き続き取り組み状況を点検しまして、改革の進展を図ってまいります。引き続き有識者の皆様及び関係府省の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の様につきましては、後刻、事務局より記者ブリーフィングを行わせることといたします。

以上をもちまして第4回「統計改革推進会議」を終了いたします。ありがとうございました。